

投資・財政計画の基本的な考え方-汚水事業のみ（令和3年6月時点）

経営戦略策定時に投資・財政計画とともに、その基本的な考え方を提示する必要あり。
今回算定した資料の基本的な考え方を示す。

1 概略（令和4～14年度）

衛生的で快適な生活環境を実現するため、普及率向上のための処理区域拡大を図る。

令和5年度以降、三原市の公共下水道事業が供用開始30年を超えるため、高資本費に係る一般会計繰入金が無くなるが、下水道使用料について一律30%の値上げを実施し、最低限度の収入を維持することで、令和14年度まで純利益の黒字を保ち、安定的な経営基盤を維持していく。

2 説明事項

① 投資計画（事業費）	令和2年6月経営戦略の考え方を踏襲。汚水施設は「普及率向上のための処理区域拡大」を目標とする。 令和5年度以降も 6～7億円/年の設備投資 を維持。
② 財源 ア) 地方債 イ) 一般会計繰入金 ウ) 使用料	令和2年度から事業維持のため資本費平準化債の借入を実施。 事業費を賄うための新規借入（交付税措置有）を行うが、毎年返済していくことで、 令和14年度末の企業債残高は令和2年度末より36億円減少の100億円 を目指す。 総務省副大臣通知による地方公営企業繰出通知に基づく算定ルールに従って一般会計繰入金を算出する。 上記のルールに従い、 令和5年度以降、高資本費に係る繰入金5億8百万円が無くなる 。この影響を受けた令和5～14年度の一般会計繰入金は約5～7億円/年を見込む。 令和5年度から約30%の下水道使用料の値上げ を行う。 この影響で使用料収入は約3億円の増加を見込む。
③ 投資以外の経費	人件費は職員数16名（臨職1名含む）を維持したもの。 その他委託・修繕費等の経費は令和2年度実績を元に算定。 減価償却費は地方公営企業法に基づき、固定資産の耐用年数に応じて各年度の予定額を計上。